

諮問番号：平成29年度諮問第6号  
答申番号：平成29年度答申第7号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇があり、〇〇手帳も受けている状態で、〇〇〇〇があることから通級学級に通うとともに、特別支援学級にも在籍している。よって、審査請求人には身体的負担があり、障害児福祉手当（以下「手当」という。）の受給資格を有する。本件処分は、違法であり、取り消されるべきである。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件に係る法令等の規定について

ア 手当は、法及び関係規定に基づき、一定の要件を満たした障がい児に対して支給されるものである。

なお、手当の支給にあたっては、法第19条において市町村長が受給資格者の認定を行うこととされており、〇〇〇に在住する審査請求人に対する受給資

格者の認定権限は同○長たる処分庁が有している。

イ 手当は、法第17条第1項で、「重度障害児」に支給することと規定され、当該支給要件である「重度障害児」については、法第2条第2項で「重度障害児とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。」とされている。

また、同項にいう「政令で定める程度の重度の障害の状態」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第1項で「別表第1に定めるとおりとする」とされている。

さらに、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）第二「障害児福祉手当の個別基準」（以下「個別基準」という。）には、上記「別表第1」に該当する障がいの程度に関する基準が定められている。

## （2） 本件処分の適法性について

ア 審査請求人は、心臓の機能障がいの状態を確認する資料として「障害児福祉手当（福祉手当）認定診断書（心臓疾患用）」（以下「心臓疾患用診断書」という。）及び「特別児童扶養手当認定診断書（循環器疾患の障害用）」（以下「循環器疾患障害用診断書」という。）を提出し、精神の障がい状態を確認する資料として「特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）」（以下「知的障害等用診断書」という。）を提出していることから、審査請求人の各障がいの程度が「政令で定める程度の重度の障害の状態」にあるか否か、あるいは重複した障がいの程度が「政令で定める程度の重度の障害の状態」にあるか否かについて、個別基準を用いて判断することとなる。

イ 心臓の機能障がいについては、個別基準の4（1）で、「ウ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には……次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状がおこるもの」とし、「エ 前記ウのほか小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる症状には……重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの」とされていることから、診断書記載の内容が当該基準を満たすか判断することとなる。

この点、個別基準の4（1）ウに関して、審査請求人から提出された心臓疾患用診断書では、⑨一般用記載欄の2「X線・心電図所見」欄において○○○○○○○のみ所見がある。また、3「活動能力の程度」欄は（2）「家庭内での普通の活動では何でもないが、それ以上の活動は著しく制限される

もの」である。

よって、個別基準の4（1）「ウ」にいう「いずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。」とも認められない。

また、個別基準の4（1）エに関しては、心臓疾患用診断書⑩小児用記載欄の1「臨床所見」欄において、○○○○○○○○○○○○○○○○及び○○○○○○○○並びに2「X線・心電図所見」欄において○○○○○○○○○○の所見があることから3つの所見があるものの、3「養護の区分」欄が○○○○○○○○○○であることから、個別基準の4（1）「エ」にいう「原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの」とは認められない。

なお、心臓疾患については、循環器疾患障害用診断書でも心臓疾患用診断書の所見を補完するような所見は見当たらなかった。

以上から、審査請求人の心臓の機能障がいはいずれの個別基準にも該当せず、政令で定める程度の重度の障がいの状態にないと言える。

ウ 精神の障がいについては、個別基準の6（1）で、「精神の障害は、……知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。」とし、「カ 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」、「キ 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動がみられるもの」としている。また、個別基準の6（2）は、「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする」とし、個別基準の6（3）は、「知的障害の程度については、……別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。なお、この場合における知的障害の程度は、……知能指数がおおむね20以下に相当する。」とされていることから、診断書記載の内容が当該基準を満たすか判断することとなる。

この点、審査請求人から提出された知的障害等用診断書では、⑦「知能障害等」欄において、知的障がいが○○○○○○で軽度と判定され、個別基準6（3）にいう知能指数がおおむね20以下に該当しない。また、⑬「日常生活能力の程度」欄において、すべての項目において○○○○○○○○○○、あるいは○○○○○○○○○○が示されており、個別基準の6（1）カ「知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要……」な状態や6（2）「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもの」であるとはいえない。さらに、⑧「発達障害

関連症状」欄において、○○○○○○○○○○○○○○○○及び○○○○○○○○○○○○○○の障害があることが示されているものの、⑪「問題行動及び習癖」欄に○○○○ことから、個別基準の6（1）キにいう著しく不適応な行動がみられない。

以上から、審査請求人の精神の障がいは、いずれの個別基準にも該当せず、政令で定める程度の重度の障がいの状態にない。

エ 障がいが重複する場合については、個別基準の7（2）は、「知的障害と他の病状……が重複する場合における知的障害の程度については、別表に掲げる年齢階層別の障害の程度が重度とされたものとする。なお、この場合における知的障害の程度は、……知能指数がおおむね35以下に相当する。」とされているところ、審査請求人から提出された知的障害等用診断書では、⑦「知的障害等」欄において、知的障がいが○○○○○○で軽度とされ、個別基準7（2）にいう知能指数がおおむね35以下に相当しないことから、個別基準に該当せず、政令で定める程度の重度の障がいの状態にない。

オ 以上のとおり、処分庁は法令及び個別基準に照らし、審査請求人から提出のあった各診断書に基づいて審査を行った結果、審査請求人の障がい程度がいずれも手当の認定基準を満たさなかったことから本件処分を行ったものであり、処分庁の行った本件処分に至るまでの判断及び手続きは適正なものと言える。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年7月14日	諮問の受付
平成29年7月18日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月2日 口頭意見陳述申立期限：8月2日
平成29年7月27日	第1回審議
平成29年8月10日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

手当の受給資格は、法第2条第2項及びその委任を受けた政令第1条第1項により要件が規定され、それに該当するか否かの具体的な基準として、国が認定基準を定めている。

まず、認定基準第一の3及び4において、障がい程度の認定は、原則として認定診断書によって行うこととされ、認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医師等該当する障害又は病状に係る専門医の作成したものとするよう指導することとされている。

審査庁から提出された諮問書の事件記録等によると、心臓疾患用診断書、循環器疾患障害用診断書及び知的障害等用診断書が審査請求人から提出されており、これらの診断書に基づき障がい程度の認定を行うことに不合理は認められない。

次に、認定基準第二において、「内部障害における心臓の機能障害」、「精神の障害」及び「令別表第1第10号による障害」（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合）に係る手当の個別基準が定められており、当該診断書の内容をそれぞれの個別基準に照らして判断すると、審理員意見書に記載されているとおり、審査請求人の障がい程度はいずれも手当の認定基準を満たしておらず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 亀田 健二

委員 福田 公教

委員 松村 信夫